

令和7年10月28日

一宮市小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第2号

一宮市小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則

一宮市小中学校通学区域審議会規則(昭和42年一宮市教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>25人</u> 以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 略 (2) <u>市長部局の職員</u> (3) 略 (4) <u>市立小中学校P・T・A代表</u> (5) <u>学識経験を有する者</u>	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。 2 略 (1) 略 (2) <u>有識者</u> (3) 略 (4) <u>市立小中学校PTA経験者</u> (5) <u>前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。